

## IV. 資料編

### 稲敷市都市計画マスタープラン

1. 稲敷市都市計画審議会
2. 諮問・答申
3. 稲敷市都市計画マスタープランまちづくり市民会議

## IV 資料編

## 1. 稲敷市都市計画審議会

## (1) 稲敷市都市計画審議会条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 125 号

(趣旨)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき稲敷市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置き、同条第 3 項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画法上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次の者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者及び市議会の議員
- (2) 関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民

3 委員の任期は 2 年とし、前項第 1 号に掲げる市議会の議員及び第 2 号に掲げる関係行政機関又は県の職員については、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第3項の会長があらかじめ指名した委員がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

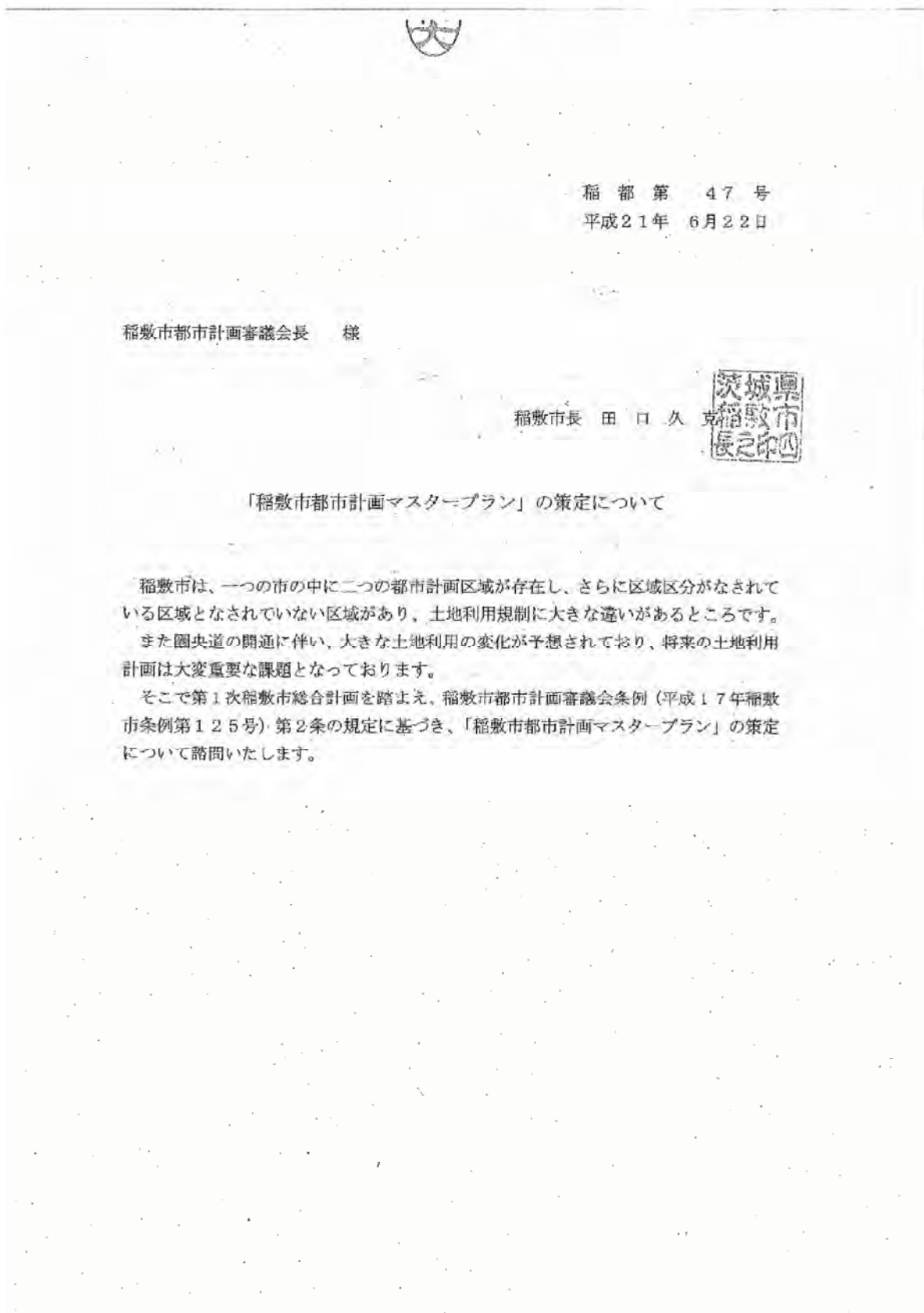
## (2) 稲敷市都市計画審議会名簿

氏 名	嘱 託 区 分	備 考
山 形 耕 一	学識経験者	元茨城大学副学長
柳 原 一 雄	学識経験者	商工会長
加 納 昭	学識経験者	農業委員会会長
井 川 一 幸	学識経験者	建築士
大 湖 金 四 郎	市議会議員	
遠 藤 一 行	市議会議員	
宮 本 隆 典	市議会議員	
山 口 勝 夫	市議会議員	
齊 藤 光 司	関係行政機関	竜ヶ崎工事事務所長

(順不同、敬称略)

## 2. 諮問・答申

### (1) 諮問書



## (2) 答申書



平成22年2月25日

稲敷市長 田口久克 殿

稲敷市都市計画審議会  
会長 山形 耕

## 稲敷市都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成21年7月8日付け諮問第1号をもって諮問のありました標記の件について、稲敷市都市計画審議会条例第2条に基づき慎重に審議した結果、別冊「稲敷市都市計画マスタープラン」としてまとめましたので答申いたします。

なお、この答申に基づく都市計画マスタープランの実現に向けて、下記事項に十分配慮のうえ、計画の円滑な推進に努められることを提言します。

## 記

- 1 本市は、江戸崎・新利根地域が美浦村とともに稲敷東部都市計画区域を構成し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（所謂線引き都市計画制度）が指定されている。また、桜川・東地域は河内町とともに稲敷東南部都市計画区域を構成し、区域区分を定めない非線引き都市計画制度を運用しており、市内が制度が異なる2つの都市計画区域に分かれる複雑な構造を有している。合併により一体となった稲敷市域の統一性のある都市づくりに向けて、新たな都市計画の枠組みが求められることから、市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえながら、国・県とともに都市計画制度のあり方について継続して検討を進めていくことが必要である。
- 2 本市内に2つのICが設置される首都圏中央連絡自動車道の概成が数年内に迫っている。同道は東京50Km圏を、業務核都市群を貫いて結ぶ環状路であり、本市の交通及び土地利用ポテンシャルは飛躍的に増大する。この効果を最大限に生かし、適切な産業の誘致・振興を図るとともに、言わば首都圏に打って出る積極性が重要である。他方、乱開発を防止するため都市計画制度のみならず、土地、農地、森林に関わる諸法・制度を適切に運用していくことが不可欠であり、所謂ポンプアップ効果を防止するための施策も重要となる。
- 3 本市の人口は、少子化や都心回帰、低成長時代への突入などを背景に、減少傾向に転じている。また、人口構成についても少子高齢化が進んでおり、地域活力の低下が見られることから、子育て環境の整備などの少子化対策、市外への転出を抑制する魅力ある地域づくり、新たな雇用機会の創出と定住促進が求められている。田園環境、自然環境との調和を図りながら、地域の特性を生かし、さらに新たな地域の価値を創造していくために都市計画制度を積極的に活用し、市をあげてこれらの人口・雇用問題に取り組むことが必要である。
- 4 稲敷地域の人々は、人と人の繋がりを大切にし、皆で協力するという連帯意識が強い地域であったことから、子供や高齢者支援の観点、市民協働のまちづくりを推進する観点からも、市民と行政が連携し、地域コミュニティの維持・向上に努めることがまちづくりの基本となる。

### 3. 稲敷市都市計画マスタープラン策定まちづくり市民会議

#### (1) 稲敷市都市計画マスタープラン策定まちづくり市民会議設置要綱

##### (設置)

第1条 市は、稲敷市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、市民相互で意見交換及び討議をし、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図るため、稲敷市都市計画マスタープラン策定まちづくり市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置する。

##### (掌握事務)

第2条 市民会議は、都市計画マスタープランの策定にあたり、都市計画マスタープランに関連する事項について、市民の立場から稲敷市のまちづくりを考える。

##### (構成)

第3条 市民会議は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、稲敷市在住または在勤し、知識経験を有する者、公募市民等のなかから市長が委嘱する。

##### (任期)

第4条 市民会議の委員は、稲敷市都市計画マスタープランの審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

##### (コーディネーター)

第5条 市民間の公平で活発な議論を期するため、会長は置かず、市民会議の円滑な進行を補佐するために、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、本業務を受託したコンサルタントが務め、事務局及び委員と会議の企画・運営について協議・調整し、会議の進行役として、議論を喚起し、その円滑な推進に努める。

##### (会議)

第6条 市民会議は、都市計画課長が必要に応じて随時招集する。

2 会議は、委員の半数以上をもって開催する。

3 事務局は、必要があるときは、市民会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

##### (事務局)

第7条 市民会議の事務局は、産業建設部都市計画課とする。

##### (報酬等)

第8条 委員に対する報酬等は、支給しない。

##### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、コーディネーターが事務局及び委員と協議して定める。

##### (附則)

この要項は、平成20年12月18日から施行する。

## (2) 委員名簿

氏 名	備 考
黒 沢 文 江	ゴットマザーRU会
山 中 和 子	清涼市
青 木 利 浩	商工会青年部長
笥 信太郎	
岡 野 福次郎	青少年育成市民会議会長
椿 吉 蔵	認定農業者連絡協議会長
大 崎 栄	
中 嶋 武 男	環境審議会長エコメイト新利根代表
坪 井 治	区長会長
小 倉 清	
根 本 脩	J A稲敷理事長
黒 田 功	消防団長
田 中 克 世	県南ハイヤー支部長
坂 本 徳 治	防犯連絡員協議会長
永 長 均	交通安全推進員連絡協議会長
宮 本 衛 一	公募
木 村 忠 男	公募
ワインゲルトナー・ドリス	公募
菅 原 康 一	公募

(順不同、敬称略)

※平成 21 年度より、商工会青年部長、認定農業者連絡協議会長、区長会長が変更（下段が平成 20 年度、上段が平成 21 年度）





---

## 稲敷市都市計画マスタープラン

平成 22 年 3 月

---

発行／稲敷市

〒300-0792 茨城県稲敷市結佐 1545

電話 (029) 892-2000(代表)

市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp>

編集協力：ECO株式会社都市環境計画研究所

---